

千葉県青少年相談員設置要綱

昭和38年10月	1日	施行	
昭和42年	4月	1日	一部改正
昭和42年	12月	1日	一部改正
昭和43年	5月	1日	一部改正
昭和55年	10月	1日	一部改正
平成4年	10月	1日	一部改正
平成12年	11月	1日	一部改正
平成16年	4月	1日	一部改正
平成21年	7月	1日	一部改正
平成24年	3月19日	一部改正	
平成28年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正

1. 趣 旨

明るい未来の建設は、青少年の健全なエネルギーに期待しなければならない。青少年期は、将来、社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であるので、家庭・学校・地域社会での適切な対応が望まれる。

このためには、社会共同の連帯意識のもとで県民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動にあたる必要があるので、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、共に行動する青少年相談員を設け、その地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するものとする。

2. 名 称

千葉県青少年相談員（以下「相談員」という。）と称する。

3. 任 務

相談員は、青少年健全育成活動において地域の中核的な役割を担うボランティアであり、その任務は次のとおりとする。

ア スポーツ、野外活動等を通じた体験学習等の促進を図る。

イ 地域住民の青少年の健全育成に対する理解を深め、その啓発を図る。

ウ 青少年が心身ともに健やかに育成されるよう社会環境浄化の促進を図る。

エ 青少年の相談に応じ、助言指導に当たる。

オ 各種青少年団体との連携、強化を図る。

カ その他上記に附帯する事業

4. 対象者

おおむね小学校就学時より18歳までのものとする。

5. 活動区域

相談員の活動区域は、推薦者の指定する当該市町村内の区域とする。ただし、相談員の活動の実情に応じ、他市町村の区域において活動することを妨げない。

6. 任期

相談員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。補欠又は補充のために委嘱した場合の任期は、現任者の残任期間とする。

7. 委嘱

(1) 市町村長の推薦

相談員は、有志活動者として下記に掲げる選考の基準に該当する者に対し、市町村長の推薦に基づいて、知事が委嘱する。

(2) 選考の基準等

ア 選考の基準は、青少年の健全育成に熱意を有し、行動力があり次の要件を備えるものであること。

(ア) 広く青少年の実情に通じ愛情と理解をもち、青少年と一体となって活動できる者

(イ) 青少年及び家族の心理を理解し、その相談に応ずることのできる資質を有する者

(ウ) 社会的に信望があり、関係各機関・団体と円滑に連携を保つことのできる能力のある者

(エ) 年齢は委嘱時に20歳以上55歳以下とする。

イ 選考にあたっては、相談員の3割以上が女性となるように努めるものとする。

8. 定員

相談員の定数は、知事が別に定める。

9. 相談員の義務

(1) 地位利用の制限

相談員は、その地位を営利、宗教又は政治目的のために利用してはならない。

(2) 秘密を守る義務

相談員は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。相談員でなくなった後も同様とする。

10. 研修

相談員の研修、計画については、県において別途定める。

11. 市町村長の委嘱

相談員がその地域にあって市町村と緊密なる連携を保持しつつ行動を行うため、この相談員に対し市町村長も委嘱するよう奨励する。

12. 解嘱

委嘱後において、相談員としてふさわしくない行為があったとき、あるいは、同行為があったことが判明したとき、又は、相談員活動の継続

に困難な事由が発生したときは、委嘱を解くことができるものとする。

1 3. 委嘱の特例

知事は市町村長の推薦する相談員のほかに、教職員並びに青少年を雇用する企業の職員の中から相談員を委嘱することができる。この場合は、特に委嘱した相談員の活動区域を管轄する市町村長に通知し、あわせて地域の相談員と協力して活動できる体制として1 1を奨励する。

1 4. 連絡協議会

相談員が活動を行うにあたり、相互に連絡、調整、親睦を図ることを目的とした連絡協議会を設けることができる。

1 5. その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。